

明治四年辛未十一月

萬國新聞

第六號

東京書林

北白旗兵衛
山中兵衛





萬國新聞第六號

シヤパンヘラド新聞第二千四百九十二號

明治四年辛未十月十三日刊行

條約改正の事

過日條約改正の事ニ付風聞茲此新聞紙に載たる事ありし
 ら其後此事件又大み模様變りたる日本政府ハ是迄條約の
 中改正ハるべき個條を認め各國公使へ出し、談判ハる積み
 あり、此度此見込を廢し種々商議の上にて遂に歐米諸國
 へ使節を遣はすと決定せり蓋し其意各國欽差ハ手次經る



迂遠に談判を爲はせよは寧ろ各國の政府に其趣意を通
し以て條約諸國政府にて實に希望はれ處を洞察し雙方便
宜を知り此度使節の大主意を公告して各國請求を許し可
きと否とを斟酌せせと欲はるるを
今度政府の見籠に至極妙策あり之に依て必は大に覺る事
ありて外國人の日本に對して他に求る事なし只外國の
情狀を通せしむ互に利益を交換せせと欲はるるも若し日
本人例外の事求め日本國に例外の形勢ありと知るべ
し則ち別格の事として別段の取扱を爲はし
以前位階卑き人遣し各國に使はせしめし時ハ交際の趣

意を誤り殊に強國に政府への別段丁寧と言入らば反て稍
輕蔑せしむる也今度岩倉木戸大久保山口伊藤其外一兩名
の如き人才に使節を命じたるは政府も必は後來日本國に
利益を料して大事件を改革せせと欲ふ此の如く日本國に
て最も政務に熟し且才能あり人を撰みて任じたるはなほ
し又外國の政府とも必は此使節を接遇する者ハ各其職
掌に對し相當乃才智及び權威を備へるる人才を出し何等
に事及ぶとも直に應對はべき者と談判せしむるを欲は
るるを如此なれば互に其國の情狀を解し易くれば商
議忽ち決定し誤解等あり事なく雙方納得して一決し萬

事都合よらば事必定な京岩倉公ハ非凡ニ才能を備へたる
格別此人ハ其官位一等の輔佐官ニあるのとならば智識
人ニ勝れ殊ニ政學ニ曉通しるべきハ公を此高官ニ置き先般
革命の時ニ諸事公の才智ニ出衆者多しと云故ニ此度使節
の全權を委任しるもふかり此他の人員ハ素より公ニ若らば
也雖も大抵皆上等の人にして國政の施行ニ於て必用缺く
可らば此等乃人才なり而して亦大政ニ關與の官及び諸省
ニ長官等なり之ニ由り外國政府も此度の使節と應接する
よハ疑惑を懐らば相和しり協議し以て諸事決はれ事を
得へし然を歸國は上ハ必決 天子ニ奏聞して實効成立は

は事あるを今般の使節ハ當地出立の後凡一ケ年の内可
も必歸國はるし

當時の形勢にて是此度使節の談判ハ當地ハ評判よるも外
國より是必は首尾よく行届くるを外國欽差の中威權ある
人ハ當時大抵不在なれシル。ル。リ。バ。ク。ス。也。英國ニ在り
ホ。ン。ブ。ラ。ン。ド。也。日。耳。曼。也。在。り。ウ。ー。ト。シ。也。日。本。使。節。佛。國
ニ着はれよるもハ必決亦彼國ニ在るへしデ。ロ。ン。グ。也。日。本
使節と華盛頓府ニ同道決るしとの風説あり如此重立ある
欽差等ハ皆不在なれ共今度使節の主意ニ關涉はへき人な
らば此等の人々面々相會しり談和せハ冗長を省き謬誤を避

々々諸事速々成るる

航海の順々依りて第一に到着する處乃ち米國なるは誠に
幸甚の事と謂ふるに蓋し條約を結ひたる諸國に於て緊要
の議論に至りては預て列國互に承諾せし上みあらはれ
ハ敢て之を可否する事無く一國の專斷を用ひしと雖も
欽差は始て接したる政府の商議の模様を依て大凡全程に
得失と爲れハあり

若し米國の政府に於て大活眼を開きて人民の自主自由及
文化貿易に注意し以て日本の開化と爲るるを條款に結ひ又
欽差に於てハ此道理を承認する之を信用するときはハ他國

の政府に於ても誰ら之を悦喜し之を賛成せし者あらむ
や仰き願くハ欽差の諸君此の如き良謀を信用して以て益
交誼の厚き事を示し且其要務あるを知り賜ハ其事を是を
日本の大利の胚胎する處あり

現今施用される處の稅則に於て是更に改正する要件ある
事を見れば但し租稅は輕重を依りて其得失と爲る事ハ日本
の人民乃ち其主なる故に之を加増せんと欲するハ人情
なりと雖も若し今輸出の稅を増はるとは絹糸茶葉其他國
産を販賣する商人に於て止む事を得ず原價を減し其
減する處を以て稅の増額を補ふ事と爲れば外國人に於て

ハ更ニ税の増減によリて得失ハ此處ナシ亦輸入の税増
ときハ日本ハ商人ハ於て税の増額加ヘた高價の物品
を買ふことト爲レ到底日本の不利ト歸ルルヲ抑外國貿
易の租税ハ由て出ル處ハ外國の人民輸入シテ此國ハ於て
消耗ルル物品を除ク外ハ總て内地商人ニ賦課ル者ナラ
必竟政府ハ於て税局ヲ設テ之を運用ルルハ乃チ我ハ人
民の租税を取りテ以テ我ハ人民ヲ養濟ルル道理に過ぎ
素よテ租税の輕重ことハ外國人ニ於てを全ク其惠蒙ラ
ルルハハあり租税輕重ときハ財本ハ甚多きを要ス
隨て物品の賣消も亦速キ

貿易ニ續きて切要なるハ教法ナリ今特に欽差の諸君ニ忠
告汝レハ歐米の諸國に於テ崇信ルル處ハ教法ヲ研究ス
以テ交際法の一綱ト爲シ賜ハセト汝夫レ教法ニ無量
の葛藤ありて之を纏絡シ政術中の一大難事ト爲レ明君良
輔ハ之を奈何トモ爲シ能ハ汝已むこと汝得ル教法多之を
人民ニ信仰に任して敢テ手を下レト無し是歐羅巴の諸
國數百年の實驗汝以テ千萬苦辛を爲シ今日ニ至レテ發明
せし處ハ政府ハ於て毫も之ニ從事セズ汝を以テ政術の上
策ト爲せしハ故ナリ蓋シ人として強テ其心の信セズ處
汝信せしめ或ハ又其心ニ於テ信服ルル處を割キ捨テし

は多萬を爲はるるに在り然れども雖も互市の紹介を依りて以て開化を進め外教を弘まはるる者ありと考ふれば時を能く其要領を會得はる事も亦日本の利あり然れども今日之の形勢を以て之を見れば日本之宰輔に於て必は志を外教の蔓延はるることを憂はるる及はるる當時米國に於て此舉を企謀はるること決まらざる之を無きとす其故は今彼國に於て巨萬の大金を抛いて傳教師を募り船舶を裝ふて以て他國に教法を弘揚せんと欲はるる執心の信者ハ甚稀なりと皆

一時の俸金に迷ふて以て語學を教授し其他無害の技藝を傳習はるるに過ぎはるる然れども在再と云ふ歲月を經過はるるときは此輩も雖も又從來日本人に迷惑はるる處の陋風を破りて頗る其効を奏はるることありしを以て今日日本政府は司法の事ハ最も欽差の注意はるる眼目なり今日日本政府は支那と條約を結し處を見れば外國人ハ日本に來て約定せしよすを一層に不利を招くや抑支那に法務ハ裁判其正しきを得はるる事日本同様なりハ兩國俱に大變革を施す司法に體裁を一新し外國の良制を彷彿する事肝要なり故に外國に政府に於て必此一件の改革を望みし日本政

府に於て宜く其人民の利益を顧み且外國人の憂愁を處
察して詞訟を良制を確定し有司に奉行せしむる法則を立
以て専ら霸斷を任し或は古來の舊習に依りて掃除せし
其上にて日本政府に於て約定せしむる至當の條件に宜く各國
の政府を告ぐ凡日本に岡土を送る時よは此官吏に任じ
相當の行政司法の權を以てし罪人を捕捉し之を究問し愈
罪に服する者ハ之を懲罰し且又民法の詞訟を就きよハ相
當の償贖を爲ししむる外に外國の政府に於て此法制を整
はれしむるを憂ふ者ある故に必は是を賛成せしむる者あり
きあり

從來因却したる地方の政府海港の規則噸税及燈明臺の課
金の議論を預め其準備を爲して新條約を結へし素よは日
本政府の地主の權を有ししむるを以て爾後開港地に於て外國
の地持家持に命じて一般の公舉に依りて人物を撰りて地
方の幹事と爲し一局を設くるを許し而して毎年
地租中よる一定の金を徴し以て地方の積金と爲ししむる
所望を受る事あるへし欽差に於て各國政府に對して所望
に可は其臣民日本に居留せしむるに必は地方の規則を遵守
し地方の租税を納め萬一命令に抗抵する者あるときは之
を壓服せしむべき權威を有する事と在り

